新潟市契約公告第40号

## 入札公告

下記のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。) 第167条の6及び新潟市契約規則(昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。) 第8条及び新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成19年新潟市規 則第88号)第3条の規定に基づき公告する。

なお、この入札に係る調達は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和6年8月1日

## 新潟市長 中 原 八 一

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 件名及び数量

文京町五十嵐二の町線2号(堀割橋)他低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託 数量

| 堀 割 橋 | 5,  | 740kg | (ドラム缶 | 51本)  |
|-------|-----|-------|-------|-------|
| 有明大橋  | 14, | 010kg | (ドラム缶 | 104本) |
| 青山跨線橋 |     | 390kg | (ドラム缶 | 13本)  |
| 四ヶ字橋  |     | 720kg | (ドラム缶 | 9本)   |
| 青     | 20, | 860kg |       |       |

(2) 履行の内容等

入札説明書、仕様書のとおり

(3) 履行場所

新潟市西蒲区旗屋585番地1 (新潟市 西蒲区役所 西川出張所 敷地内倉庫)

(4) 履行期間

契約日から令和7年3月15日までとする。

(5) 入札方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数 金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、処分数量20,860kg (堀割橋5,740kg、有明大橋14,010kg、青山跨線橋390kg、四ヶ字橋720 kg)の収集運搬費及び処分費の合計額(=契約希望額)の110分の100に相当する金 額を入札書に記載すること。

また、入札書には、収集運搬費と処分費のそれぞれの入札金額を明らかにした内訳書 (指定様式)を添付すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とし、次のすべての資格要件 を満たすものとする。

- (1) 共通の資格要件(単独企業及び共同企業体の構成員)
  - ① 新潟市の競争入札参加資格(業務委託)確認において審査を受け資格を有する者、 又は当該調達の一般競争入札参加申請書提出期限までに新潟市の政府調達(WTO) 契約にかかる業務委託入札参加資格審査申請書を提出した者(審査の結果、競争入 札参加資格を有する者として認められた者に限る。)であること。
  - ② 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること(同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。)。
  - ④ 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を
    受けていない者であること。
  - ⑤ 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表2の9(暴力的不法行為)の適用に該当しない者であること。
  - ⑥ 当該調達の入札に参加する他の単独企業又は共同企業体の構成員に該当しない者であること。
  - ⑦ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第14条の4第1項、同条第6項及び第15条第1項並びに第15条の4の4第1項の規定に基づき、次の表1に掲げる必要な許可を同表に定めるところにより有する者(共同企業体にあっては、各構成員が自ら行う処理の内容に応じ、運搬を行う構成員については次の表1に掲げる収集運搬の許可等を同表に定めるところにより有する共同企業体)であること。

| 廃棄物の | 許可等の種類 |              | 廃棄物処理法上の    | 許可品目         |  |
|------|--------|--------------|-------------|--------------|--|
| 区分   |        |              | 条項          |              |  |
|      |        | 低濃度ポリ塩化ビフェニル |             |              |  |
|      | 運搬収集   | 廃棄物の無害化処理に係る | 第15条の4の4第1項 | ポリ塩化ビフェニル汚染物 |  |
|      |        | 大臣認定(注1)     |             |              |  |
| 低濃度ポ | 集      | 特別管理廃棄物収集運搬業 | 第14条の4第1項   | ポリ塩化ビフェニル汚染物 |  |
| リ塩化ビ |        | (注2)         | 为14末094为14g | ホリ塩化ビノエール仍朱彻 |  |
| フェニル |        | 低濃度ポリ塩化ビフェニル |             |              |  |
| 廃棄物  |        | 廃棄物の無害化処理に係る | 第15条の4の4第1項 | ポリ塩化ビフェニル汚染物 |  |
| 処分   |        | 大臣認定         |             |              |  |
|      |        | 特別管理産業廃棄物処分業 | 第14条の4第6項   | ポリ塩化ビフェニル汚染物 |  |
|      |        | 産業廃棄物処理施設    | 第15条第1項     | ポリ塩化ビフェニル汚染物 |  |

表1:収集運搬及び処分に係る許可等

- 注1 上表に掲げる「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定」 については、認定内容に収集運搬が含まれていることを指す。
- 注2 上表に掲げる「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可」は、積込地及び積降地を管 轄する都道府県知事又は政令市の長の許可を有すること。
  - ⑧ 廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへまでに掲げる欠格条項に該当しない こと。
  - ⑨ 落札候補者となった日において、廃棄物処理法に基づき、次のいずれの不利益処 分も受けていないこと。
    - 廃棄物処理業に係る改善・使用停止命令(廃棄物処理法第7条の3及び第14 条の3(廃棄物処理法第14条の6において準用する場合も含む))
    - 2) 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令(廃棄物処理法第9条の2及び第1 5条の2の7)
    - 3) 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し(廃棄物処理法第9条の2の2並びに第 15条の3)
    - 4) 再生利用認定の取消し(廃棄物処理法第9条の8第9項(廃棄物処理法第15 条の4の2第3項において準用する場合を含む。))
    - 5) 広域認定の取消し(廃棄物処理法第9条の9第10項(廃棄物処理法第15条 の4の3第3項において準用する場合を含む。))
    - 6) 無害化認定の取消し(廃棄物処理法第9条の10第7項(廃棄物処理法第15 条の4の4第3項において準用する場合を含む。))
    - 7) 親子会社認定の取消し(廃棄物処理法第12条の7第10項)

- 8) 廃棄物の不適正処理に係る改善命令(廃棄物処理法第19条の3)
- 9) 廃棄物の不適正処理に係る措置命令(廃棄物処理法第19条の4第1項(廃棄物処理法第19条の10第1項において準用する場合を含む。)第19条の4の2第1項、第19条の5第1項(廃棄物処理法第19条の10第2項において準用する場合を含む。)及び第19条の6第1項)
- ⑩ 廃棄物処理法第14条第13項に規定する事由が生じていないこと。
- (2) 共同企業体の資格要件
  - 共同企業体の構成員数は、運搬を行う構成員1者、処分を行う構成員1者の2者 とすること。
  - ※ 共同企業体の名称は、代表者、構成員の企業名を冠した名称とすること。
- (3) 参加資格の喪失

単独企業又は共同企業体の構成員が、参加資格確認申請書類の受付締切日から落札 者の決定までの間に(1)から(2)に掲げる資格を欠くこととなった場合は、当該応募者 の入札参加資格を取り消すものとする。

- 3 入札手続等
  - (1) 担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所 郵便番号959-0492
     新潟市西蒲区旗屋585番地1
     新潟市土木部西部地域土木事務所 管理班
     電 話:0256-78-8570
    - FAX : 0 2 5 6 8 8 3 4 6 7

E-mail:seibudoboku@city.niigata.lg.jp

(2)入札説明書等の公開期間及び入手方法 本公告の日から新潟市財務部契約課ホームページでダウンロードすること。

http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku\_top/

- (3) 一般競争入札参加申請書の提出期間、場所及び提出方法
  - 持参の場合:令和6年8月1日(木)9時から令和6年8月29日(木)17時までに 上記3(1)の場所に持参。提出期間内の土曜日、日曜日及び祝祭日を除く 毎日、9時から17時まで(12時から13時までを除く。)に提出する こと。
    - 郵送の場合:書留郵便に限る。令和6年8月29日(木)17時まで上記3(1)の場所 に必着とする。
  - (4) 現地確認申込書の提出期間、場所及び提出方法 現地確認を希望する者は、令和6年8月1日(木)9時から令和6年8月21日(水)

17時までに、上記3(1)に持参又は郵送により提出すること。

(5) 入札手続等、仕様書等についての質疑書の提出期間、場所及び提出方法

令和6年8月1日(木)9時から令和6年8月29日(木)17時までに、上記3(1) に様式集「質疑書」を用いて電子メールにより提出すること。これ以外の質疑については 回答しない。

(6) 質疑書に対する回答

質疑書の提出のあった者に、令和6年9月11日(水)までに電子メールにて回答する。また、回答は令和6年9月18日(水)までに新潟市財務部契約課ホームページの政府調達(WTO)契約に係る一般競争入札公告一覧に掲示する。

- (7)入礼・開札の日時、場所
  - 日 時 令和6年10月1日(火) 10時00分
  - 場 所 新潟市西蒲区役所西川出張所1階 入札室
- (8)入札書類の受領期間、場所及び提出方法 持参の場合:上記(7)の指定する日時・場所に持参すること。
   郵送の場合:令和6年9月19日(木)9時から令和6年9月27日(金)17時まで に、上記3(1)へ、書留郵便にて提出期間内必着で提出すること。
- 4 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

金額は、規則第33条の規定により契約金額の100分の10以上の額とし、現金、 銀行が振り出し、若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をも って充てることとする。ただし、規則第34条の各号のいずれかに該当する場合は、契 約保証金を免除する。

(4)入札の無効

ア 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権の ない者がした入札

イ 入札書等の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい 入札

ウ入札者が2以上の入札(本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。) をした場合におけるその者の全部の入札

エ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に 抵触する不正の行為によった入札

- オ 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- カ 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- キ 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札
- ク その他入札に関する条件に違反した入札
- ケ 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- コ 上記工, オに該当する入札は, その入札の全部を無効とすることがある。
- (5) 落札者の決定方法
  - ア 有効な入札書等を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をも って申込みをした者を契約の相手方とする。
  - イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者に くじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない 者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれ に代わってくじを引かせ、落札を決定する。
  - ウ 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったと きは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該 請求者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされ た場合においては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に書面により通 知するものとする。
- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 当該調達に関し、政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは、 契約を停止し、又は解除することがある。
- (8)競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加 上記2(1)に掲げる競争入札参加資格の決定を受けていない者が競争に参加するためには、 令和6年8月29日(木)までに新潟市財務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出 し、入札参加資格の認定を受けなければならない。
- (9) 詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Type and amount of services to be procured

Collection, transport and disposal of low-concentration PCB waste from Bunkyocho-Ikarashi Ninocho Line No. 2 (Horiwari Bridge), etc.

Quantity: 20.86 metric tons (177 drum containers)

- (2) Deadline for the completion of contracted services March 15, 2025
- (3) Date and time for submission and opening of tenders 10:00 a.m. October 1 (Tue.), 2024
- (4) Contact and inquiries
  - Management Section, West Area Public Works Office, Public Works Department,
  - Niigata City Office
  - 585-1 Hataya, Nishikan Ward, Niigata City
  - 959-0492 Japan

Phone: 0256-78-8570 (From outside Japan: +81-256-78-8570)

FAX: 0256-88-3467 (From outside Japan: +81-256-88-3467)

E-mail: <u>seibudoboku@city.niigata.lg.jp</u>